

令和5年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月2日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 11名

1. 欠席議員 1名 6番 今井 清

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
会計管理者 羽場厚子		
庶務係長 田口 仁		
農業委員会長 今井卷男		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

7番 村田 桂子
8番 榎本 真弓

散会 午後3時02分

(午前10時00分 開会)

議長（田中三江君） おはようございます。本日から3月定例会が始まります。議員各位におかれましては、会期期間中、慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、本定例会でもマスク着用としますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに、議場固定カメラから町長招集の挨拶までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。

なお、本会議の一部については、蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますので、ご承知ください。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回立科町議会定例会を開会します。

これから、本日3月2日の会議を開きます。

報告します。6番、今井 清君から欠席届が出ております。地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた説明員は農業委員会長です。

報告します。塩澤教育長から遅刻の届けが出ております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（田中三江君） 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番議員、村田桂子君、8番議員、榎本真弓君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（田中三江君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、榎本真弓議会運営委員長より報告願います。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

8番（榎本真弓君） おはようございます。議会運営委員長の榎本です。

会期の検討結果について、ご報告をいたします。

会期につきましては、2月16日議会運営委員会を開催し、令和5年第1回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は本日3月2日から3月16日までの15日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

議長（田中三江君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会

期は、本日から3月16日までの15日間としたいと思いますがご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間と決定しました。

会期日程の説明を願います。今井事務局長。

議会事務局長（今井一行君） 本定例会の会期日程を、議会運営委員会の検討結果に基づき説明いたします。

本日3月2日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明などを行います。本会議終了後、第1委員会室において、議会だより編集委員会を開催します。

2日目、3日は、午前10時に開会し、議案の上程、提案説明を行います。本会議終了後、第1委員会室において、立科町土地開発公社理事会が開催されます。理事会終了後、全員協議会を開催します。

3日目、4日、4日目、5日は休会です。

5日目、6日は、午前10時に開会し、議案の質疑を行います。議案質疑終了後、各常任委員会に議案の付託を行います。

6日目、7日は、午前10時に開会し、一般質問を行います。

7日目、8日は、午前10時に開会し、前日に引き続き、一般質問を行います。

8日目、9日は、午前9時から第1委員会室において、社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

9日目、10日は、午前9時から第1委員会室において、総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

10日目、11日、11日目、12日は休会です。

12日目、13日、13日目、14日は委員会予備日としますが、予算特別委員会を開催し、付託案件の審査を行う予定です。

14日目、15日は委員会予備日です。

15日目、16日は午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑・討論・議案の採決などを行い、閉会とします。

本会議終了後、全員協議会を開催する予定です。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（田中三江君） 日程第3 町長招集のあいさつ。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。本日ここに、令和5年第1回立科町議会定例会を

招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年の冬季前半は、低温注意報が連日発表されるなど、厳しい寒さが続きましたが、後半は昼夜の寒暖差こそ見られましたが、暖かな日差しが差し込み、春の訪れが待たれる時節となりました。

まず始めに、2月15日の午前11時頃、しらかば2 in 1 スキー場南平クワッドリフトにおいて、索道事故が発生した件について申し上げます。

この事故により、リフト搬器に乗車していた乗客3名の方が転落し、2名の方がけがをされました。安全確保と安全運行が第一に求められる索道事業において、起きてはならないものであり、大変重く受け止めております。

この事故によりけがをされたお客様、スキー場へご来場されたお客様や関係事業者の皆様、町民皆様に、ご迷惑とご心配をおかけしましたことに、改めて深くおわびを申し上げます。けがをされたお客様の、一刻も早いご回復をお祈り申し上げますとともに、今後も誠心誠意対応してまいります所存であります。

クワッドリフト全ての搬器検査は実施されていますが、さらなる安全性確保のため、速やかに第三者機関によるスキー場全リフトの検査を実施するよう、指定管理者に指示をいたしました。

今後、再発防止に向け、日常点検の徹底を、指定管理者と共に万全を期してまいりますので、ご理解賜りたくお願いを申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症関係について申し上げます。

ワクチン接種をはじめ感染拡大防止対策の取組等によって、全国的に新規感染者数の減少傾向が見られる中、国では、2月10日にコロナ感染症法の位置づけを変更する方針も決定し、マスク着用の考え方の見直しについて見解が示されました。

行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策として、高齢者等重症化リスクが高い人が多く入院生活する医療機関や高齢者施設などへの訪問時には、マスクの着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨する。マスク着用の考え方の見直しは、周知期間等を考慮して3月13日からの適用とするが、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは、4月1日から適用する旨、国としての見解が示されました。

ただし、基本的な感染対策として、マスクの考え方の見直し後であっても、命と健康を守るため、3つの密の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気などは引き続き励行いただきますよう、町民皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、厚生労働省の専門部会は、2月22日、新型コロナウイルスワクチンについて、4月以降は、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者や基礎疾患を持つ人等を対象に、年2回の接種を認める方針を了承し、5月から8月に優先して接種を行う。その他の

全世代については、9月から12月に年1回接種するとし、いずれも公費で無料となる臨時接種が適用されるとの見解が示されました。

世界に目を向けますと、2月6日にトルコ南部のシリア国境近くで発生した大地震による被災は、トルコ、シリア合わせて5万人を超え、過去最悪の被害となりました。

犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈りいたします。

また、ロシアがウクライナ侵攻を開始してから、2月14日で1年がたちました。双方の軍民の死者数は公表だけでも2万7,000人に達し、ウクライナ人口の3割1,300万人が避難している状況との報道に、世界の多くの人々が胸を痛めており、一日も早い停戦合意を望まずにはいられません。

さて、国は2023年度予算編成において、新しい資本主義に向けた約4.4兆円規模の重要政策推進枠を設けるほか、少子化対策を担うこども家庭庁に3兆9,731億円を計上、また、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を加速させるとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を加速化することも明記をしました。

また、長野県では、2月7日に2023年度一般会計当初予算案を決定し、教育・子育てでは、県外大学進学者らへの給付型奨学金を創設し2,530万円、発達障がい情報・支援センター（仮称）に7,915万円を計上、移住の促進では、子育て世帯への移住支援金拡充など、県内就業の促進に2億3,700万円を計上、気候変動対策では信州健康ゼロエネ住宅普及に向けた助成拡充に3億8,500万円、県有施設の照明LED化に32億9,700万円を計上、災害対策では、国の5か年加速化事業を活用した防災減災対策に860億4,800万円を計上、また、阿部知事は新総合5か年計画の初年度に当たり、生活保護世帯の子供への学びの支援など、国民の思いに寄り添いつつ、未来を見据えた前例にとられない予算配分としたことも述べられておられます。

立科町の令和5年度予算編成に当たっては、4月に町長・町議会議員選挙が行われる予定であることから、骨格予算編成といたしました。

前年度と同様の4つの重点指針に基づき、5年度当初予算に計上した主な事業について申し上げます。

居住環境の整備及び支援では、前年度に引き続き、未使用教員住宅改修による移住者向け長期滞在住宅2戸を確保いたします。

きめ細やかな子育て支援の充実では、前年度に引き続き、保育園の副食費無償化と小中学校の給食費無償化を継続いたします。

また、中学校に、町費による支援講師1名を配置し、教育環境の整備を図ります。

テレワーク・ワーケーション事業のさらなる推進では、シェアオフィスを拠点とした地域体験プログラム創出事業を実施いたします。通信環境のインフラ整備とデジタル化への対応では、たてしなびLTE回線通信費や地域情報通信施設更新業務経費を計上、防災・減災対策では、災害時防災拠点機能と業務継続性を確保するため、庁舎

に非常用発電設備を整備をいたします。また、体育センター暗幕改修工事を実施し、遮熱機能強化を図ります。

遊休荒廃農地の解消と特産品開発、いわゆるブランド化では、そば栽培乾燥施設を移設し、作業環境整備を図ってまいります。

ふるさと納税のさらなる充実では、ふるさと納税ポータルサイトページ改修委託やPR広告の委託を実施し、ふるさと納税のさらなる充実を図ってまいります。

魅力ある観光地づくりへの取組では、女神湖遊歩道や白樺湖親水公園遊歩道の改修工事を実施し、観光地のイメージアップを図ってまいります。

また、蓼科クロスカントリーコースの整備工事を実施し、利用者のニーズに応えるとともに、維持管理の軽減を図ってまいります。

循環型社会に向けたごみの減量化では、ごみ処理機等購入費補助制度を継続し、ごみの減量化と環境維持に努めます。

バイオマスボイラーの検討では、権現の湯のバイオマスボイラー導入診断調査を実施いたします。

里山整備促進では、森林経営管理制度意向調査を引き続き実施するほか、危険木伐採事業補助金を新たに予算化をしました。

環境等に配慮した脱炭素事業の推進では、小中学校や体育センターなどの公共施設への照明器具LED化経費を、それぞれ予算化、計上いたしました。

さて、私の任期も残り僅かとなりました。この4年間で振り返りますと、就任初年度の10月には、今まで経験したことのないような未曾有の東日本台風いわゆる19号台風が襲来し、河川や水路からの溢水による流れ込みにより、35戸の家屋が床上・床下浸水の被害を受けました。

一級河川にかかる橋の崩落や農地・農業用施設も甚大な被害に見舞われました。上水道の水源地も被災を受け、給水車による飲み水確保という事態に発展し、住民生活に大きな影響が出た災害でもありました。

多くの費用と時間を費やし、復旧復興に全力を挙げて取り組みましたが、被災規模によっては、数年を要し、復旧工事を進めた施設もありました。その後も災害規模の大小はありますが、4年続きの災害に見舞われました。

この間、町民皆様には、ご不便やご迷惑をおかけしましたことにおわびを申し上げますとともに、復旧復興に当たってのご理解・ご協力に改めて感謝を申し上げます。

また、就任初年度後半には、これまた経験したことのない新型コロナウイルス感染症の感染拡大が起こり、私たちの生活が一変しました。町民皆様の命と健康を第一に考え、有線放送等を通じて町長メッセージを発信するとともに、経済対策を並行して推し進めてまいりました。

その後も変異株の置き換わりにより、全国的に感染拡大が中期的に起こり、その都度、感染防止対策を講じてまいりました。現在は、減少傾向にありますが、収束には

至っておりません。

そうした中、公約に掲げた2点の重要課題に取り組んでまいりました。

1点目は、「索道事業の経営改善方針を示す」では、令和2年の冬のシーズンから公設民営の指定管理者制度を導入し、民間手法を取り入れた索道事業をスタートすることができました。

2点目の、「徳花苑や旧保育園跡地の有効利用策の検討」では、徳花苑の一部を民活による有料老人ホームとして活用、旧若草・茂田井保育園跡地は、町内企業・町内事業所等の育成を目的に売却、旧三葉保育園跡地は、定住促進住宅整備工事を実施しました。速やかに宅地分譲に向けた推進を図ってまいります。

目指す政策実現に向けては、各年度に掲げた重点指針に基づき、施策を着実に押し進めてまいりました。

特に人口減少対策の一環である各種子育て支援事業の実施に当たっては、国の補助事業や有利な起債事業を取り入れながら、子育て世帯の負担軽減を図ってまいりました。しかしながら、人口減少に歯止めはかからず、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や農業後継者問題など、多くの地域課題を抱えております。

人口増に向けた取組として、立科町に訪れていただき住んでいただくための受入れ体制・住環境の整備を整えることや、町の知名度アップを目指し、積極的にこれらを押し進めてまいります。

また、物価高騰等に対する支援も急務であり、国県の動向を注視しながら、末端行政ができ得る支援策を検討してまいります。

今後とも自立堅持を貫き、安心、安全で心豊かなまちづくり実現に向け、鋭意努力してまいりますので、町民皆様、議会皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

続いて、令和4年12月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げます、そのほかにつきましてはお手元に配付をさせていただきましたので、ご覧ください。

12月27日、消防団年末警戒に併せ督励巡視を行い、各消防団の警戒状況を確認いたしました。

令和5年1月10日、昨年と同様、規模を縮小した中で新春賀詞交換会を開催し、議会議長、各種団体等の代表の皆様には新年の挨拶を頂きました。

1月12日から13日には、長野県町村長会議に出席し、地方財政をめぐる諸課題やゼロカーボンの推進に係る支援施策等について、担当省庁からの説明を受けてまいりました。

1月16日には、上田地域定住自立圏連絡協議会へ出席し、第3次共生ビジョンの変更等について協議いたしました。

2月14日には、令和5年度第1回臨時会を招集し、出産・子育て応援交付金を迅速

に支援するための事業経費を盛り込んだ、令和4年度一般会計補正予算（第11号）について議決を賜りました。

2月24日には、臨時の議会全員協議会を開催していただき、2月15日に発生いたしました、しらかば2 in 1 スキー場の索道事業について状況を説明、併せて現場での説明をさせていただきました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本会議に上程しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例10件、補正予算8件、当初予算8件、その他議決案件7件です。

初めに、令和5年度当初予算について申し上げます。

令和5年度の重点指針として、昨年度に引き続き、1、住んでみたい、産み育てたいと思えるまちづくり、2、安心、安全で持続可能なまちづくり、3、豊かな資源を生かしたまちづくり、4、環境に優しいまちづくりの4項目について、継続的な施策展開が重要と捉え、予算編成をいたしました。

骨格予算として編成した令和5年度当初予算では、主に国の施策と歩調を合わせた継続事業である防災・減災対策、デジタル化の推進、脱炭素化の推進、物価高騰や子育て支援に対応する経費、公共施設等の長寿命化事業に加え、光熱費高騰の影響による経費の積み上げにより、一般会計予算の総額は、前年度比8.1%、3億7,000万円の増額となる49億6,000万円となり、当初予算総額としては、過去最大の規模となりました。

しかしながら、歳入歳出の不足額である財政調整基金からの繰入れは、前年度比5,000万円減となる2億7,000万円での調整ができ、この額は、直近10年間の財政調整基金を当初予算に計上した額としては、最低の額となり、予算総額を占める一般財源の割合を見ても71.7%と、同じく骨格予算であった平成27年度当初予算に次ぐ2番目に低い率となり、徹底した財源確保の取組に努めたところであります。

では、概要について申し上げます。

歳入では、町税は、前年度比2.3%、1,950万円の増額を見込みました。

主要財源である地方交付税は、地方財政計画などを基に、前年度比4.4%、8,000万円の増を見込み、19億1,000万円を計上しました。

各種事業を行うために、国・県補助金や有利な起債の活用を検討するとともに、不足する歳入については、財政調整基金から2億7,000万円の繰入れを、計上をいたしました。

続きまして、歳出について、目的別に申し上げます。

総務費では、地域情報通信設備更新で4,300万円、たてしなびの回線通信費、保守管理費で計2,500万円等の計上により、前年度比3,577万8,000円、3.7%の増、民生費では、5,500万円、5.5%増となりました。

中でも児童福祉費において、保育所経費で職員給与及び会計年度任用職員の報酬等で2,700万円、子育て支援事業経費で、出産祝金及び出産・子育て応援金で計700万円、川西保健衛生施設組合負担金1,200万円それぞれ増加したことに加え、軽井沢学園及び小諸養護学校の建て替えに伴う負担金として、新たに430万円を計上したことから、5,123万2,000円の増となりました。

商工費では、辺地対策事業経費で、クロスカントリーコースの改修、観光協会補助金、園地遊歩道整備の計上により、1,309万4,000円、3.6%の増となりました。

土木費では、国庫補助事業による橋梁長寿命化工事により、設計費用を含む1億2,900万円を計上をいたしました。前年度計上の河川改修工事費、宅地耐震化調査委託、下水道事業会計補助金が減額になったことから、前年度比2,474万1,000円、3.6%の増となりました。

消防費では、防災拠点の機能強化として、庁舎の発電機器設置工事に5,200万円、消防団員の報酬額等の計上により7,215万円、47.7%増となりました。

教育費では、小中学校体育センター、多目的グラウンド等の照明器具LED化工事1億2,000万円、体育センター暗幕改修で1,800万円、給食費無償化に伴う経費として3,000万円の計上により、1億6,700万6,000円、46.7%の増であります。

公債費では、令和元年度の災害復旧工事債、令和2年度公衆トイレ改修に伴う辺地対策事業債の償還が始まることから、前年度比1,695万4,000円、5%の増となりました。

次に、特別会計、企業会計についてであります。これらの会計は、それぞれ目的を持った会計であり、その目的の達成に向け、必要な予算について計上いたしました。

次に、条例等案件について申し上げます。

議案第3号は、令和4年度に改修の旧教員住宅2棟を、令和5年度から移住者向け賃貸住宅として設置運営するため、立科町移住促進住宅設置及び管理条例を制定するものであります。

議案第4号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律に則した、立科町個人情報保護法施行条例の制定。

併せて、議案第5号では、立科町公文書公開・個人情報保護審査会を設置するための条例制定。

議案第6号では、法改正に伴い、立科町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、附属機関として、立科町水道事業及び下水道事業審議会を追加するための一部改正であります。

議案第8号の立科町消防団条例の一部改正は、消防団員の報酬見直しに伴うものであります。

議案第9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、消防団員の報酬見直しのほか関係条例の改正に併せ、非常勤特別職の変更及び追加をするものであります。

議案第10号は、会計年度任用職員の給与等について、一般職の職員の給与改定に準じた一部改正をするものであります。

議案第11号は、国保税算定方式の県下統一に向けた所得割額及び資産割額の税率の見直しによる、国民健康保険税条例の一部改正であります。

議案第12号は、出産育児一時金の引上げに伴い、国民健康保険条例を一部改正するものであります。

続きまして、補正予算案件を申し上げます。

議案第13号から議案第20号までは、令和4年度各会計の補正予算となりますが、主に事業費確定見込み及び事業進捗に伴う補正が主なものとなっております。

議案第21号から議案第28号までは、令和4年度各会計の当初予算ですが、前段で申し上げましたとおりでございます。

議案第29号から議案第31号までは、町有地貸付料、上下水道料金等の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、議案第32号は、蓼科・中尾辺地計画の策定について、議案第33号及び議案第34号は、町道路線の認定及び変更について議決をお願いするものであります。

なお、人事案件であります固定資産評価審査委員及び人権擁護委員の選任同意については、最終日に提出を予定しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

提案いたします案件につきましては、それぞれ担当課長から説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

以上であります。

◎日程第4 議会諸報告

議長（田中三江君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、森澤文王総務経済常任委員長、報告はありますか。

5番（森澤文王君） 5番、森澤です。総務経済常任委員会よりの報告は、特にはございません。

議長（田中三江君） 次に、中島健男社会文教建設常任副委員長、報告ありますか。

〈3番 中島 健男君 登壇〉

3番（中島健男君） 3番、中島健男です。社会文教建設常任委員会の活動報告を申し上げます。

2月28日に、児童館の蛍光灯LED化工事完了に伴う現地視察並びに立科小学校、立科中学校のICT事業の視察を行いました。

以上でございます。

議長（田中三江君） これで議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第2号

議長（田中三江君） 日程第5 議案第2号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第2号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和5年3月31日をもって佐久平環境衛生組合が脱退することを認め、令和5年4月1日から、南佐久環境衛生組合が名称を佐久環境衛生組合に変更することに伴い、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。本日提出、立科町長。

裏面をお願いいたします。

長野県内の町村一部事務組合及び広域連合など、合わせて54の団体で共同設置する長野県公平委員会の設置規約の一部を改正する規約となります。

別表中、令和5年3月31日をもって、佐久平環境衛生組合が解散に伴い脱退し、令和5年4月1日付で、南佐久環境衛生組合が、名称を佐久環境衛生組合に変更することに伴い、規約の改正をするものでございます。これにより、共同設置する団体は53団体となります。

施行期日は、令和5年4月1日であります。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから、議案第2号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号～日程第9 議案第6号

議長（田中三江君） 日程第6 議案第3号 立科町移住促進住宅設置及び管理条例制定についてから、日程第9 議案第6号 立科町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 竹重 和明君 登壇〉

企画課長（竹重和明君） 議案第3号 立科町移住促進住宅設置及び管理条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町移住促進住宅設置及び管理条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

本年度、旧上青木教員住宅2戸を、移住促進に向けた空き家活用のモデルとして、住宅改修DIYワークショップを開催し、併せて、移住者向け長期滞在住宅整備事業により改修を行いました。

この建物を移住促進住宅として活用すべく、設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的に、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、この条例を制定するものでございます。各条項につきましては、立科町営住宅設置及び管理条例及び立科町子育て支援住宅設置及び管理条例と接合を図っております。

第2条の設置では、立科町内への移住を促進するため別表に掲げる移住促進住宅を設置することを規定しております。

7ページの別表をご覧ください。

住宅番号を1号室、2号室とし、建築年度、構造、面積、所在、家賃月額を定めております。

1ページに戻り、第3条は入居者の公募を規定し、第4条の入居者の資格では、移住促進住宅に入居することができるものは、次の各号のいずれにも該当する者として、第1号では、入居しようとする世帯の全員が本町以外の市区町村から本町に転入する見込みであること、第2号は2人以上の世帯であること、第3条では、なるべく長い期間、当町に住んでもらえる方を優先することから、入居時において世帯主が満45歳未満であることとして、以下、第6号まで規定しております。

2ページ、第5条は入居の申込みについて定め、第6条では、入居者の選考について規則で定める方法によることとして規則で抽せんとするものといたします。第7条

は入居補欠者について、第8条は入居の手続。

3ページ、第9条は同居の承認について定め、第10条では、入居する世帯主が死亡または退去した場合の同居者の入居の承継を規定しております。

第11条では、移住者向け長期滞在住宅としての役割から、移住促進住宅に入居することができる期間は入居した日から起算して3年以内とする。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、入居の日から起算して最長5年まで期間を延長することができることを定め、定住に向けた準備をしていただくものでございます。

第12条は、移住促進住宅の毎月の家賃は別表のとおりとすることを規定し、先ほどご確認いただいた別表のとおりで、当町における民間アパートや中古住宅の家賃相場、町の子育て支援住宅の家賃等を考慮して家賃月額を3万5,000円と定めるものでございます。

第13条は、家賃の徴収猶予、第14条は家賃等の納付を定め、4ページ、第15条の督促、延滞金の徴収については、立科町税以外の諸収入金に対する督促及び延滞金徴収並びに滞納処分に関する条例の規定を適用するものでございます。

第16条の敷金は、3月分の家賃に相当する金額と定め、第17条は修繕費用の負担について、町負担、入居者負担を定め、5ページ、第18条から第25条までは、入居者が守るべき事項や届出等を規定しております。

6ページ、第26条は退去時の住宅の検査、第27条は住宅の明渡し請求、第28条は立入検査、第29条は、詐欺その他の不正行為により家賃等の一部の徴収を免れたときの過料を規定し、第30条は、この条例の施行に必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則で、この条例は公布の日から施行することとします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議案第4号 立科町個人情報保護法施行条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町個人情報保護法施行条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月に公布され、社会全体のデジタル化に対応した全国共通の個人情報の保護の確保及びデータ流通の支障の是正等を図ることを目的に、個人情報の保護に関する法律の改正が行われました。

この改正により、国の行政機関、独立行政法人、民間事業者及び地方公共団体等において、これまでは別々の法律、条例によって運用されていた個人情報の取扱いが同一の法の規律によって取り扱われ、個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することになります。

各地方公共団体では、この法律により許容される範囲内において必要な事項を例規

に規定するものとされており、当町においても立科町個人情報保護条例を廃止し新たにこの立科町個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

第1条の趣旨のとおり、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条の2項で、この条例において実施機関は町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに財産区をいうと規定し、個人情報保護条例では含まれておりました立科町議会は実施機関から外れます。

第3条につきましては、法第75条第1項で行政機関の長はその行政機関等が保有している個人情報ファイルを作成することになっており、当町では個人情報保護条例の第6条によりこれまで作成していた個人情報の取扱業務の登録等による登録簿を引き続き作成してまいります。

このため、第1項は、実施機関は個人情報の取扱いを新たに開始しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより必要な事項を町長に届出てその登録を受けなければならないことを定め、以降も第3条の条項は個人情報保護条例第6条の規定を置き換えております。

なお、附則により、従前の業務の登録はこの条例でも登録がなされたものとみなします。

第4条の手数料等では、法の趣旨に鑑み自己の保有個人情報の開示請求に係る手数料は無料とし、ただし書きで、2行目の後ろですが、文書の写しの交付を受ける者は別に定める当該交付に要する費用を負担しなければならないと定めるもので、これまでと同様の取扱いでございます。

第5条は、審査会への諮問で、この行の1行目の最後、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、この後、提案説明をいたします立科町公文書公開・個人情報保護審査会条例に規定する立科町公文書公開・個人情報保護審査会に諮問することができることを定めております。

第6条では、その他この条例の実施のため必要な事項は規則で定めます。

附則第1条で、この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行することを定め、この中では、公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日となりますが、施行日は令和5年4月1日の予定であります。

附則第2条で、今までの立科町個人情報保護条例は廃止することとし、その条例廃止等に伴い必要な経過措置を附則第3条以降に規定いたします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議案第5号 立科町公文書公開・個人情報保護審査会条例制定について、提案理由

の説明を申し上げます。

立科町公文書公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する、本日提出、立科町長。

現在、立科町公文書公開条例により立科町公文書公開審査会を設置しておりますが、先ほどの議案第4号同様、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いこの条例を制定するものでございます。

第1条の設置では、立科町公文書公開条例に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律及び立科町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、立科町公文書公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という）を置くことを規定しております。

第2条では、実施機関について定義し、立科町公文書公開条例第2条第3号に規定する実施機関、立科町個人情報保護法施行条例第2条第2号に規定する実施機関及び立科町議会をいうと規定し、この条例の実施機関には立科町議会が含まれております。

第3条の所掌事務では、国の法律及び規則、各条例の規定に基づく審査会の所掌事務を定めております。

第4条は、委員について規定し、審議会は5人の委員をもって組織し、第2項で委員は識見を有する者のうちから町長が任命する。第3項は委員の任期は2年と定め、第4項では委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とすることとして守秘義務を規定しております。

第5条では、審査会は審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他の関係人に対して、意見もしくは説明または書類の提出を求めることができることとして審査会の調査権限を定めております。

第6条では、その他審査会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めます。

附則第1項では、この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行することを定め、施行日は令和5年4月1日の予定であります。

ただし書きで、附則第4項の規定は公布の日から施行することを定め、審査会の委員は施行日前に任命をすることができることを規定しております。

附則第2項では、立科町公文書公開条例の一部改正を定めております。第12条第1項中、立科町公文書公開審査会を立科町公文書公開・個人情報保護審査会条例第1条に規定する立科町公文書公開・個人情報保護審査会に改め、公文書公開審査会の設置を規定する第3条を削除し、条例の制定、一部改正に伴い必要な経過措置を附則第3項以降に規定しております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議案第6号 立科町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

て、提案理由の説明を申し上げます。

立科町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
本日提出、立科町長。

先ほど提案説明を申し上げました立科町公文書公開・個人情報保護審査会条例により設置する立科町公文書公開・個人情報保護審査会は、行政不服審査法が適用されることから、審査請求における審査会への提出書類等及び提出資料の写し等に係る手数料の減免等の規定を条例に定める必要がございます。

このため、行政不服審査法に基づく手数料の減免等の規定がある立科町行政不服審査関係手数料条例を一部改正するものでございます。

第4条第5項中、立科町行政不服審査会の次に「又は立科町公文書公開・個人情報保護審査会」を加える。これにより、第4条第1項及び第2項の規定の審理員を立科町行政不服審査会または立科町公文書公開・個人情報保護審査会と読み換えることで、立科町公文書公開・個人情報保護審査会も同条第1項から第3項までで規定する手数料の減免等の対象となり、法第38条第1項の規定による、具体的には審査請求における審査会への提出書類等及び提出資料の写し等の交付を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めたときは、交付の求め1件につき2,000円を限度として手数料を減免し、または免除することができるようになります。

附則で、この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行することを定め、施行日は令和5年4月1日の予定であります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） ここで暫時休憩とします。再開は11時20分からです。

（午前10時08分 休憩）

（午前11時20分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

◎日程第10 議案第7号

議長（田中三江君） 日程第10 議案第7号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第7号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制

定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

今回の一部改正につきましては、下水道事業において経営戦略の見直しを行う際に有識者等の参画を求めることが必要となったことに対応するため、今後、必要に応じて水道事業及び下水道事業の運営等について調査、審議することができるように、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、立科町水道事業及び下水道事業審議会を設置するためのものです。

立科町附属機関設置条例別表中の立科町児童館運営委員会の次に、立科町水道事業及び下水道事業審議会を追加します。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第11 議案第8号～日程第14 議案第11号

議長（田中三江君） 日程第11 議案第8号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第14 議案第11号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第8号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

今回の条例改正は、消防団活動の円滑な運営、組織の充実等を図ることを目的として創設された消防団出動報酬について、国が示す消防団員の報酬等の基準に基づき、年額報酬と併せ特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例において規定をするため、本条例から第14条第2項の規定を削除するものでございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

今回の改正につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、非常勤消防団員の報酬等の基準が令和3年4月に示されたことを受け、当町におきましても処遇改善に向けた検討を経て報酬の見直しを行うこととした内容のほか、さきに提案説明をいたしました議案第5号、議案第7号、議案第8号の各条例改正に伴う改正が主なものとなります。

非常勤特別職の者の報酬については、条例第1条別表で規定しておりますが、消防団の項において年額報酬と出動報酬とに区分し、年額報酬では団員の階級で標準基準となる3万6,500円に引上げ、団員より上位の階級の者については業務負担や職責、財源となる交付税単価水準等を勘案し、副分団長、班長、自動車班長の報酬を上げます。これらの職の引上げに伴い、自動車係、ラッパ係、機械係、警鐘係は削除いたします。

出動報酬については、現行消防団条例第14条で1回1,500円と規定しておりますが、災害に関する出動についての標準基準が1日当たり8,000円と示されたことに伴い、準用し改正するものでございます。

次に、立科町公文書公開審査会委員の項については、議案第5号 立科町公文書公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴い、審査会委員の職名を改めるものであります。

次に、立科町水道事業及び下水道事業審査会委員の追加は、議案第7号 立科町附属機関設置条例の一部改正に伴い、審議会委員の報酬を定めるものでございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行します。

ただし、立科町公文書公開審査会委員の改正規定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行するものとします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議案第10号 立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

今回の改正は、2022年長野県人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与を平均0.22%増額する改定を行ったところですが、会計年度任用職員の給与改定につきましては常勤職員の取扱いに準じて改正することを基本とし、地方自治体の実情により対応することが示されていることから、会計年度に任用される職員の給料表について令和5年度から一般職の職員の給料表に準じて改正をするものでございます。第4条に規定する別表第1給料表を改めます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議案第11号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

今回の改正は、国保制度改革に基づき、令和9年度までに資産割を廃止することとした算定方式の県下統一に向けた税率改定に係る改正でございます。

資産割の廃止に向けた改正につきましては、令和4年度はコロナ禍の影響を鑑み、所得割は据置き、資産割のみ引下げを行いました。今後の国保事業の安定運営と納付金額の確保を図るため、所得割と併せ見直しを行うものでございます。

第3条及び第4条は医療分となります。第3条所得割で100分の5.6を100分の6.16に、第4条資産割は100分の18を100分の14に改めます。

第6条及び第7条は後期高齢者支援金分となります。第6条所得割で100分の5.13を100分の3.99に、第7条資産割は100分の5.13を100分の3.99に改めます。

第8条及び第9条は介護分となります。第8条所得割で100分の2.05を100分の2.26に、第9条資産割は100分の7.65を100分の5.95に改めるものでございます。

附則として、施行期日は令和5年4月1日から施行するものとし、適用区分として第2項で令和5年度以後の年度分に適用するものとします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第15 議案第12号

議長（田中三江君） 日程第15 議案第12号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 議案第12号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長でございます。

裏面をご覧ください。

第5条第1項中、40万8,000円を48万8,000円に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

現在、出産育児一時金として40万8,000円と産科医療保障制度掛金の1万2,000円を合計して42万円が対象者に支給されています。

産科医療保障制度とは、新生児が分娩に関連して重度脳性麻痺となった場合に保険金が補償金として支払われる制度です。

今般、国において出産費の平均額の推計等を勘案し、出産育児一時金を8万円引上げることとし関係省令等が改正されることとなりました。現行の40万8,000円から48万8,000円とし、先述の産科医療保障制度掛金の1万2,000円を加えると合計42万円から50万円に増額するものであり、これに併せて条例の一部を改正しようとするものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第16 議案第13号

議長（田中三江君） 日程第16 議案第13号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第13号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第12号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,488万2,000円を追加し、予算の総額を61億4,777万円とするものでございます。

繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正によります。

地方債の補正は、第3表地方債補正によります。

本日提出、立科町長。

2 ページから5 ページは、第1表歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

6 ページをお願いします。

6 ページは、第2表繰越明許費補正です。これは、本年度に予算化してある事業について、事業の進捗状況により翌年度に繰越して執行するため、事業費の限度額を定めるものでございます。

5 款農林水産業費 2 項林業費、森林造成事業1,991万円、6 款商工費 2 項観光費、辺地対策観光施設整備事業2,601万5,000円、7 款土木費 4 項住宅費、住宅安全対策事業823万1,000円であります。

7 ページをお願いします。

7ページは、第3表地方債補正です。

1、追加の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業は、小学校中高学年棟トイレ改修工事について、当初、学校教育施設等整備事業債で計画したところ、より有利な条件である起債へ変更し、限度額260万円、起債の方法は証書借入または証券発行、利率は4%以内とし、ただし書きがございます。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとし、ただし書きがございます。

2の変更は、緊急自然災害防止対策事業で、災害復旧事業債を計画していた農業水利施設災害復旧事業について有利な起債へ変更し、限度額を870万円増額し、災害復旧事業債はそれぞれ減額します。

辺地対策事業では、官公庁の補助対象事業である女神湖センター改修工事について、補助裏に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が措置されたことに伴う2,070万円の限度額の減額が主な内容となります。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

8ページと9ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。10ページをお願いします。

歳入の主な補正内容について説明いたします。

1款町税4項タバコ税及び5項入湯税は、収入見込みにより増額補正となります。

10款地方特例交付金は、2項新型コロナウイルス感染症対応地方税減収補てん特別交付金で交付決定により114万9,000円の増額。

11款地方交付税は、国の補正予算において国税収入の補正等に伴い増額された臨時経済対策費等の追加交付により普通交付税で6,170万1,000円の増額となりました。

13款分担金及び負担金、14款使用料及び手数料は、実績及び実績見込みによる補正でございます。

12ページをお願いします。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を実績見込みにより400万円の減額、併せて2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金でワクチン接種体制確保事業補助金を850万円それぞれ減額するほか、1目総務費国庫補助金2億3,970万9,000円の増額は、今年度、観光庁の補助事業を活用して実施した廃屋撤去及び観光施設改修に要する事業費の町負担分に対する地方創生臨時交付金の追加交付によるものでございます。

14ページをお願いします。

16款県支出金は、実績による事業費確定見込みによる補正であります。2項県補助金8目災害復旧費県補助金8,638万1,000の増額は、令和元年災害の農地農業用施設に係る災害復旧事業で精算が確定したことによる補正でございます。

17款財産収入は、基金の積立利子となります。

18款寄附金 1 目総務費寄附金はふるさと寄附金を 1 月末現在の実績により減額、2 目消防費寄附金は消防施設整備費寄附金の確定によるものであり、3 目教育費寄附金は教育振興目的にご寄附いただいた実績により増額、8 目土木費寄附金は道路改良事業寄附金となります。

16ページをお願いします。

19款繰入金 2 項基金繰入金で、4 目ふるさと基金繰入金は、ふるさと寄附金を原資とした基金の積立てでそれぞれ目的の事業費に充当いたします。14 目白樺高原環境整備基金繰入金は、廃屋撤去の財源として取崩しを計画しておりましたが、地方創生臨時交付金の追加交付により皆減いたします。

21款諸収入は、4 項雑入で実績見込みによるものでございます。

17ページ、22款町債は、3 目農林水産業債で 7 目災害復旧債より起債変更により 870 万円の増額、4 目商工債は辺地対策事業債で主に補助金の充当により 2,070 万円の減額、6 目教育債では小学校中高学年棟トイレ改修工事について起債の変更により 40 万円の増額など、より有利な借入れを行うものでございます。

18ページをお願いいたします。

18ページからは歳出になります。

2 款総務費は、1 項 1 目一般管理費で会計年度任用職員に係る年間社会保険料の増額により 171 万円の補正のほか、佐久広域連合負担金の減額でございます。

3 目財産管理費は、基金管理経費で利子の積立てのほか、その他目的基金積立金では公共施設等整備基金に 1 億 5,000 万円、白樺高原環境整備基金へ 1 億 5,000 万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

20ページをお願いします。

5 目企画費は、各事業経費において補助金等実績による減額のほか、地域おこし協力隊経費は隊員 2 名分について採用とならなかったための減額が主なものでございます。

8 目情報化推進費の電算委託料の減額は、今年度予定をしていた地方公共団体情報システム標準化・共通化事業について標準仕様書の改定に伴い、翌年度に改めて事業実施するため 336 万 6,000 円を減額いたします。

9 目ふるさと寄附金事業費では、実績見込みにより記念品代等を減額いたします。

22ページをお願いします。

22ページ、2 項徴税費から 7 項コミュニティ費までは、実績見込み及び入札差金等により減額補正でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計への繰出金を基盤安定繰入金額確定により増額補正のほか、老人福祉センター管理経費で燃料費の不足見込額として 55 万 3,000 円、集会室用マイクの故障により購入費として 12 万 4,000 円を増額補正するものでございます。

24ページをお願いします。

2 項児童福祉費では、3 目保育所費で会計年度任用職員の勤務実績により報酬を200万円、育児休業者に係る職員共済費として60万9,000円を増額するほか、実績見込みにより減額補正でございます。

3 項高齢者福祉費 1 目高齢者福祉総務費は、後期高齢者医療広域連合に対する負担金の確定のほか、後期高齢者医療介護保険特別会計への繰出金見込みによる補正でございます。

2 目高齢者福祉事業費では、居宅介護支援事業経費の扶助費は介護慰労金を本年度は31名の方への支給実績により減額をいたしました。また、敬老の日事業経費の扶助費は、敬老祝金として米寿49名、白寿7名、100歳1名の方への支給実績により減額をいたしました。

26ページをお願いします。

高齢者共同住宅事業経費で修繕料の増額は、共同住宅あんしんの浴室シャワーの水栓修繕経費でございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費は、各種検診及び新型コロナウイルスワクチン接種事業等に係る実績によりそれぞれ減額をし、3 目母子保健費の扶助費52万3,000円を増額は未熟児養育医療給付実績によるものでございます。

28ページ、5 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費及び2 目農業総務費では、農業者年金経費において支弁される職員給与費の科目変更でございます。

3 目農業振興費では、国庫補助を受けて J A が事業実施する新品種・新技術実証実験に対する町の補助金を381万3,000円新たに計上し、新型コロナウイルス対策補助金では実績により明日の農業経営支援金で960万円、原油・物価高騰対策事業者支援金で738万円、合計1,698万円の減額をするものでございます。

5 目都市農村交流費では、実績見込みにより交流促進センター経費では減額、道の駅管理経費では主に電気料の増額補正をするものです。

8 目多面的機能支払費では、交付金配分額に応じた減額及び1 地区が取下げたことにより計604万6,000円の減額補正となります。

2 項林業費 2 目林業振興費の負担金は、治山事業費の増に伴い佐久森林林業振興会負担金の増加によるものでございます。

3 目森林造成事業費では、信州の森林づくり事業で下草刈りの中止等、実績に伴い724万1,000円を減額補正いたします。

30ページをお願いします。

4 目林道維持費では、草刈り等業務が不要であったため委託料を皆減するものでございます。

3 項土地改良費 1 目土地改良事業費で、それぞれ事業実績により主に補助金を減額補正いたしました。

31ページ、6款商工費1項2目商工振興費の新型コロナ対策支援金の減額は、新型コロナウイルス第6波関連売上減少事業者支援金で140万円、原油価格・物価高騰対策事業者支援金で135万円、合計275万円を実績により減額するものでございます。

2項観光費1目観光総務費の索道事業会計経費は、辺地対策事業債の利子償還金について交付税で措置される80%分32万9,000円を特別会計へ繰出すための増額補正でございませう。その他事業実績による減額補正が主なものでございませう。

33ページをお願いします。

7款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費では、除雪等委託料及び凍結防止剤購入費を実績見込みにより増額補正するものでございませう。

34ページから35ページにかけて、5項下水道費では、川西保健衛生施設組合負担金及び下水道事業補助金を事業実績見込みによりそれぞれ減額補正いたします。

8款消防費は、1項2目常備消防費で佐久広域連合負担金を473万6,000円減額するほか、4目防災費では防犯灯電気代の高騰により47万円を増額補正するものでございませう。

36ページからは、9款教育費となります。それぞれ事業実績、入札差金等による減額補正が主な内容となります。

1項教育総務費2目事務局費、教育振興経費の補助金の増額は、蓼科高校通学バス補助金で運賃収入の減に伴い補助金を280万円増額するほか、小・中学校の行事等の中止に伴いバス代補助金を210万円減額したため、計70万円の増額補正となります。

40ページをお願いします。

10款災害復旧費、農地農業用施設災害復旧経費の補助金280万円の増額は、頭首工1か所、畑2か所、田が1か所と補助金対象箇所の増によるものでございませう。

予備費は7,218万9,000円を増額し、歳入歳出の差額を調整いたしました。

41ページ以降は給与費明細書になりますので、ご確認ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） ここで昼食のため、暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。
(午前11時52分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

◎日程第17 議案第14号～日程第19 議案第16号

議長（田中三江君） 日程第17 議案第14号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第19 議案第16号 令和4年度立科町介護保険特別

会計補正予算（第3号）についてまでの3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 議案第14号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,263万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億683万2,000円とするものでございます。本日提出、立科町長。

4ページをご覧ください。

歳入について、3款県支出金は、保険給付費のこれまでの支払い実績の推移から、実績見込みにより6,270万円の減額です。

4款財産収入は、基金積立金利子の確定に伴う増額です。

5款1項他会計繰入金は、交付決定に伴い、116万4,000円の増額、2項基金繰入金は、調整による減額です。

5ページから歳出となります。

2款1項療養諸費及び2項高額療養費は、これまでの支払い実績の推移から、実績見込みにより、それぞれ5,370万円と900万円の減額です。

6ページ、5款基金繰入金は、基金積立金利子の確定に伴い、6万3,000円の増額です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号 令和4年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ352万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,254万7,000円とするものでございます。本日提出、立科町長。

4ページをご覧ください。

歳入について、3款繰入金は、歳出における負担金の確定に伴う減額です。

4款繰越金は、前年度繰越金の確定に伴う増額です。

5ページ、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金の確定による減額、4款予備費で調整しました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号 令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,044万3,000円とするものでございます。本日提出、立科町長。

4ページをご覧ください。

歳入ですが、2款財産収入は、基金積立金利子の確定に伴う増額です。

8款1項2目その他以下繰入金は、歳出における佐久広域連合への負担金確定に伴う減額です。

4目及び5目地域支援事業交付金は、共に実績見込みに伴う減額です。

5ページから歳出となります。

1款3項介護認定審査会費は、佐久広域連合負担金の確定に伴う減額です。

5ページから6ページにかけて、3款地域支援事業費は、実績見込みによるものやコロナの影響により、一部事業見送りなどによりそれぞれ減額です。

6ページ、4款基金積立金は、利子確定による増額、6款予備費で調整しました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第20 議案第17号

議長（田中三江君） 日程第20 議案第17号 令和4年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第17号 令和4年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ255万3,000円を減額し、予算の総額を1億292万7,000円とするものでございます。

地方債の変更は、第2表地方債補正によります。本日提出、立科町長。

2ページは、第1表歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

3ページは、第2表地方債補正です。辺地対策事業で実績により限度額を減額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

4ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

5 ページをお願いします。5 ページは歳入となります。

1 款 1 項繰入金は、交付税措置される辺地対策事業債の利子償還金を一般会計から繰り入れるものでございます。

2 款 1 項繰越金は、確定によるものでございます。

3 款 諸収入 1 項 雑入で、指定管理者納付金の減額は、昨年度と同様、町民シーズン券の割増し分に係る差額補填分でございます。

その他雑入 9 万 1,000 円は、通信基地局に係る土地、賃料の計上となります。

4 款 町債は、1 項 1 目観光債で、450 万円の減額は、辺地対策事業債の実績によるものでございます。

6 ページは、歳出になります。

1 款 索道事業費 1 項 1 目リフト事業費の減額は、契約差金など事業費の確定に伴うものでございます。

2 款 公債費 1 項 2 目利子は、辺地対策事業債の利子償還金確定によるものでございます。

歳入歳出の差額 103 万 7,000 円は、3 款 予備費で調整をいたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第21 議案第18号～日程第23 議案第20号

議長（田中三江君） 日程第21 議案第18号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第23 議案第20号 令和4年度立科町下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第18号 令和4年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,744万2,000円とするものでございます。本日提出、立科町長。

4 ページをご覧ください。

歳入では、それぞれ決算見込みにより、2 款 使用料及び手数料 1 目下水道使用料を 376 万 6,000 円の増額、3 款 財産収入 1 目利子及び配当を 15 万 1,000 円の増額、4 款 繰入金 1 目基金繰入金を 280 万 2,000 円を皆減といたします。

5 ページをご覧ください。

歳出では、それぞれ決算見込みにより、1款衛生費1目下水道管理費について、8節旅費5万6,000円の減額、12節委託料6万6,000円の減額、14節工事請負費3万3,000円の減額、24節積立金177万円の増額、26節公課費50万円の減額とし、合計111万5,000円の増額といたします。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第19号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、第2条、令和4年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款水道事業費用第1項営業費用について、234万1,000円減額し、2億5,143万4,000円とし、第4項予備費を234万1,000円増額し、1,726万8,000円といたします。

2 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,973万円を1億6,258万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的収入第1項企業債について、40万円減額し、500万円とします。

第1款資本的支出第1項建設改良費について、245万3,000円増額し、1億547万8,000円といたします。

3 ページをご覧ください。

企業債、第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を、借入予定額決定により500万円とし、起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費2,601万2,000円を2,317万1,000円に改めます。本日提出、立科町長。

4 ページをご覧ください。

収益的支出ですが、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費26節負担金では、代替施設揚水維持費が実績による50万円の増額、2目配水及び給水費2節給料、3節手当及び5節法定福利費では、合わせて、決算見込みによる284万1,000円の減額、4項予備費では、234万1,000円の増額です。

5 ページをご覧ください。

1款資本的収入1項企業債1目企業債では、借入予定額決定による40万円の減額です。

1款資本的支出1項建設改良費2目配水施設改良費の1節工事請負費では、古和清

水水源導水管布設替及び水管橋架設工事は、資材費等の値上がりによる工事の増、みず工務店線配水管布設替工事では、空気弁設置等による工事費の増により、合計で204万6,000円の増額、2節委託料では、古和清水水源導水管布設替及び水管橋架設工事監理委託業務では、中間検査及び報告等の追加による40万7,000円の増額です。

6ページは、令和4年度立科町水道事業予定キャッシュフロー計算書になります。

7ページ以降は、給与費明細書となっておりますので、ご覧ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第20号 令和4年度立科町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

収益的支出及び支出、第2条、令和4年度立科町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第1款下水道事業収益第1項営業収益について、271万2,000円増額し、1億5,718万5,000円とし、2項営業外収益について、2,787万1,000円減額し、2億6,503万8,000円といたします。

支出では、第2款下水道事業費用第1項営業費用について、1,510万1,000円減額し、3億8,734万4,000円、第2項営業外費用について、1,005万8,000円減額し、3,316万5,000円といたします。

2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,482万3,000円を222万8,000円に、過年度分損益勘定留保資金1,482万3,000円を222万8,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第3款資本的収入第1項企業債について、963万5,000円減額し、9,925万円とし、第5項補助金について、311万6,000円増額し、2億9,971万8,000円とします。第6項負担金等について、120万円増額し、300万1,000円といたします。

支出では、第4款資本的支出第1項建設改良費について、1,791万4,000円減額し、1億7,531万9,000円といたします。

企業債、第4条、予算第6条に定めた起債の限度額を、借入予定額見込みにより、特定環境保全公共下水道事業3,745万円、農業集落排水事業6,180万円とし、起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

3ページをご覧ください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費1,458万9,000円を1,279万7,000円に改めます。

他会計からの補助金、第6条、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、3億2,571万円を、2億5,761万6,000円に改めます。本日提出、立科町長。

4 ページをご覧ください。

収益的収入ですが、それぞれ決算見込みにより、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料を271万2,000円の増額、2項営業外収益2目負担金等を49万5,000円の減額、3目他会計補助金で一般会計補助金を7,415万5,000円の減額、6目長期前受金戻入益を4,677万9,000円の増額といたします。

収益的支出ですが、2款下水道事業費用1項営業費用について、1目管渠費では、それぞれ決算見込により、14節委託料を403万6,000円の減額。

5 ページをご覧ください。

15節手数料を150万6,000円の減額、25節工事請負費を495万円の減額とし、合計1,049万2,000円の減額といたします。

3目処理場費では、それぞれ決算見込みにより、11節光熱水費を10万円の減額、14節委託料を72万円の減額、15節手数料を22万4,000円の減額、21節動力費を130万円の増額、23節材料費を3万3,000円の減額、26節工事請負費を61万6,000円の減額とし、合計39万3,000円の減額といたします。

4目流域下水道費では、決算見込みにより、291万7,000円の減額といたします。

6目総係費では、決算見込みにより、1節給料を40万6,000円の減額、2節手数料を117万8,000円の減額、5節法定福利費を17万5,000円の減額、18節委託料を91万3,000円の減額、27節研修費を7万3,000円の減額とし、合計274万5,000円の減額といたします。

9目減価償却費では、決算見込みにより、合計で144万6,000円の増額といたします。

6 ページをご覧ください。

2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費では、決算見込みにより8万8,000円の減額といたします。2目消費税及び地方消費税では、決算見込みにより1,014万6,000円の減額といたします。

資本的収入ですが、3款資本的収入1項企業債1目建設改良企業債では、決算見込みにより、963万5,000円の減額といたします。

5項補助金1目国庫補助金では、決算見込みにより、294万5,000円の減額といたします。3目他会計補助金では、決算見込みにより、606万1,000円の増額といたします。

6項負担金等2目分担金では、決算見込みにより、120万円の増額といたします。

資本的支出ですが、4款資本的支出1項建設改良費1目管路建設改良費では、決算見込みにより、14節委託料を140万円の減額、25節工事請負費を1,120万円の減額とし、合計1,260万円の減額といたします。3目処理場建設改良費では、決算見込みにより、14節委託料を4万円の減額、25節工事請負費を527万4,000円の減額とし、合計531万

4,000円の減額といたします。

7ページは、令和4年度立科町下水道事業予定キャッシュフロー計算書になっております。

8ページ以降は給与明細書となっておりますのでご覧ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第24 議案第21号

議長（田中三江君） 日程第24 議案第21号 令和5年度立科町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第21号 令和5年度立科町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和5年度立科町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億6,000万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。本日提出、立科町長。

2ページから8ページは、第1表、款項の歳入歳出予算の本年度予算額及び前年度予算額との比較となります。

地方財政計画では、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税総額は2.4%の減、地方税は4%増とされておりますが、立科町の税収見込みについては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている一方で、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー、食料価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気の後退懸念などの背景から、町税では2.3%増と増収幅を抑え、地方交付税と臨財債を合わせた実質的な交付税総額を

3.2%増に見込みました。

また、国県の支出金につきましては、対象事業を精査するとともに、高率かつ有効、有利な補助金等の確保に努めたところでございます。

歳出では、令和5年度予算編成の重点指針に基づく主要施策の推進と併せ、長期的な財政展望に立ち、主に国の施策と歩調を合わせた継続事業等の全てにおいて、事業の必要性、将来的な効果等を検証しつつ、前年度比8.1%、3億7,000万円増額となる49億6,000万円の本年度予算額となります。

9ページをお願いいたします。

9ページは、第2表地方債です。

起債の目的、限度額について順に申し上げます。

臨時財政対策債4,000万円、辺地対策事業6,890万円、過疎対策事業3億860万円、公共事業等730万円、緊急防災・減災事業5,200万円、緊急自然災害防止対策事業5,300万円、合計5億2,980万円。

起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率4%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により据置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

10ページをお願いします。

10ページからは、歳入歳出予算、事項別明細書になっております。

13ページをお願いします。

歳入となります。1款町税1項町民税は個人町民税で、前年度比0.4%増、法人町民税では前年度比5%の増、合計3億936万円を計上いたしました。

2項固定資産税は、前年度比0.2%減、4億3,967万3,000円を計上いたしました。

14ページをお願いします。

3項軽自動車税は前年度比2.9%増、4項町たばこ税は前年度比6.7%増、それぞれ前年度実績見込みにより計上をいたしました。

5項入湯税は、前年度実績見込額を勘案し、前年度の倍となる2,800万円を計上いたしました。

15ページの2款地方譲与税から18ページ、12款交通安全対策特別交付金までは、実績見込みで計上をしております。

13款分担金及び負担金は、1項1目民生費負担金で、入所保育園児の見込みによる児童福祉費負担金のほか、高齢者福祉費負担金は、北佐久郡老人福祉施設佐久良荘定員11名分の負担金の計上でございます。

14款使用料及び手数料は、前年度実績により計上をいたしました。

21ページから22ページにかけて、15款1項国庫負担金1目民生費国庫負担金では、

国民健康保険基盤安定負担金のほか、障害者支援事業負担金の障害福祉サービス等を計上し、2目衛生費国庫負担金では、前年度計上の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の皆減により、873万5,000円の減額となっています。

2項国庫補助金は、3目衛生費国庫補助金で、前年度計上の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助の皆減により、1,906万1,000円の減額、5目土木費国庫補助金は、橋梁長寿命化修繕工事に係る道路メンテナンス事業補助金7,170万円を計上いたしました。

3項委託金は、前年度並みの計上となります。

24ページ、お願いします。

16款県支出金1項県負担金は、障害者支援事業負担金のほか、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の基盤安定負担金が主なものでございます。

2項県補助金は、各種事業の実施に伴う補助金となります。

3項委託金は、前年度並みの計上となりますが、選挙費委託金については、今年度執行される県議会議員選挙委託金のみとなるため減額となっております。

27ページをお願いします。

財産収入、1項財産運用収入は、1目財産貸付収入で、前年度並みに計上し、2目利子及び配当金は、運用により前年同比84.2%増、836万5,000円を計上いたしました。

28ページ、2項財産売払収入1目不動産売払収入で、土地建物売払収入は、西塩沢住宅団地分譲地分を見込み、その他不動産売払収入は、間伐材等の売払収入を計上いたしました。

18款寄附金につきましては、ふるさと寄附金で、本年度実績を勘案して300万円増額計上といたしました。

19款繰入金は、2項基金繰入金で、財政調整基金からの繰入金を2億7,000万円計上いたしました。今年度の予算編成に当たり、国県補助金や有利な起債の活用等により、財源の確保に努め、前年度より5,000万円減額する計上となりました。

30ページをお願いします。

20款繰越金は、前年度と同額を計上しました。

21款諸収入は、前年並みの計上ですが、31ページ、4項雑入の減は、総務費雑入、016デジタル基盤改革支援補助金の減額によるものが主なものでございます。

33ページをお願いします。

22款町債1目臨時財政対策債は、普通交付税の代替財源として、前年度より2,000万円減の6,000万円、2目総務債の過疎対策事業債は、地域情報通信設備更新事業で4,380万円、情報配信サービスプラットフォーム事業で2,480万円、合計6,860万円、3目民生債の過疎対策事業債は、出産祝金事業で1,010万円、4目農林水産業債の公共事業等債は、県営かんがい排水事業で730万円、34ページの5目商工債の辺地対策事業債は、観光施設に係る改修・整備事業で6,890万円、6目土木債の過疎対策事業

債及び緊急自然災害防止対策事業債は、橋梁長寿命化修繕事業、道路修繕改良事業等で合計1億4,630万円、7目消防債の緊急防災・減災事業債は、防災拠点の庁舎非常用発電設備設置工事で5,200万円、8目教育債の過疎対策事業債は、小中学校及び社会体育施設の照明器具LED化工事等で合計1億3,660万円、それぞれ各種事業に係る起債の借入れを計上したことにより、前年度比2億6,860万円増額の5億2,980万円となります。

35ページからは歳出になります。

1款議会費は、議会運営経費で、前年度比238万3,000円の減額で計上しました。

36ページから54ページまでは、2款総務費1項総務管理費となります。

1目一般管理費は、前年度比651万3,000円の減額となります。一般管理経費は、経常的な経費の計上が主なものでございます。

41ページをお願いします。

3目財産管理費では、43ページの庁舎管理経費で、電気料の高騰に伴う増額、また44ページの基金管理経費では、立科町ふるさと基金積立金について、今年度からふるさと寄附金寄附者の意向を速やかに事業に反映させるため、基金に積立てをすることなく事業実施の財源に充当することとしたための減額により2,114万1,000円の減額となります。

4目交通安全対策費では、前年度比30万円の増額。これは、通信運搬費で、今年度交通事故防止を目的として、運転免許証自主返納者への支援制度の創設によるものでございます。

45ページの5目企画費では、総体的に前年度並みの予算計上となりましたが、広報経費では、46ページの委託料で、ホームページに電子ブックを導入し、閲覧・検索等の充実を図るため231万円を計上いたしました。

町づくり事業経費では、地域活性化企業人制度に係る負担金の減により、前年度から減額となっています。

47ページ、移住・定住推進経費では、48ページの委託料及び工事請負費で、前年度に手がけた移住者向け長期滞在住宅整備等により構築された事業モデルを継続・拡充し、課題解決を図るための予算を増額し、計上いたしました。

49ページの地域おこし協力隊経費は、現在籍者5名に加え、新規隊員を2名予定し、7名分を見込み、活動等経費を計上いたしました。

50ページをお願いします。

テレワーク推進事業経費では、委託料でテレワーク営業活動委託業務のほか、前年度整備した、失礼いたしました。

議長（田中三江君） 暫時休憩とします。

（午後2時12分 休憩）

(中絶)

議長(田中三江君) 議事を再開します。

総務課長(齊藤明美君) 大変失礼しました。

50ページ、テレワーク推進事業経費では、委託料でテレワーク営業活動委託業務のほか、前年度整備した女神湖センターシェアオフィスを拠点とした地域体験プログラム創出事業など、テレワーク推進に係る経費でございます。

51ページ、8目情報化推進費は、前年度比3,138万7,000円の増額でございます。これは、通信運搬費で、たてしなびの回線通信料2,018万3,000円、工事請負費で地域情報通信設備の更新に4,381万4,000円の計上によるものでございます。いずれも過疎対策事業債を財源としているものでございます。

53ページをお願いします。

9目ふるさと寄附金事業費は、54ページの委託料でふるさと納税ポータルサイトページの改修や、PR広告など増収につなげるための予算として、1,038万7,000円を計上いたしました。

10目地理空間情報活用推進費は、経常経費の計上であり、55ページから57ページまで、2項徴税费では、徴税に係る経常経費であります。

56ページをお願いします。

56ページの電算委託料は、課税等電算システム利用に要する経費のほか、税制改正に伴う各種税目の電子化対応等で1,597万1,000円を計上いたしました。

58ページをお願いします。

58ページから59ページは、3目戸籍住民基本台帳費です。電算システムに係る経費が主なものでございます。

59ページ、下段から63ページは、4目選挙費となります。本年度予定されています町長、町議会議員、県議会議員及び芦田財産区議会議員に係る選挙執行経費を計上いたしました。

61ページの中段になりますが、町長町議会議員選挙費負担金1,060万円は、条例改正により、今回から選挙公営制度施行に伴う計上となります。

65ページから69ページをお願いします。

こちらは、7項コミュニティ費になります。コミュニティ施設管理運営費として、温泉館及びふるさと交流館の管理経費、管理運営経費でございます。権現の湯事業経費では、電気料の高騰に対応し、予算計上したほか、工事請負費で源泉水中ポンプの入替工事462万円を計上いたしました。

69ページからは、3款民生費となります。

1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費、社会福祉一般経費は経常経費、70ペー

ジの社会福祉協議会関係経費は、社会福祉協議会に対する事業費及び人件費等の補助金、老人福祉センター管理経費は、老人福祉センターの施設管理経費で電気料の高騰に対応し、予算計上したほか、修繕料では、地下タンク内面ライニング工事を計画した予算計上となっております。

72ページをお願いします。

2目障害者福祉費は、障害者支援費の扶助費等で、前年度比2.2%、463万2,000円の増額を見込み、計上いたしました。

74ページから75ページは、3目福祉医療費及び4目国民年金費は、前年度並みの計上となります。

75ページの2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費で、児童手当に要する経費を計上し、2目子育て支援費では、児童館事業経費で、児童館の運営及び事業に係る経費を計上し、77ページをお願いします。子育て支援事業経費では、令和7年度を始期とする第3期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査業務委託料を231万円、出産祝金は、第1子を11人、第2子目を12人、第3子目以降を12人分見込みました。合計で1,015万円計上いたしました。

また、前年度補正予算で実施した出産子育て応援金の今年度分として、出産応援金を35人分、子育て応援金を35人分見込み、いずれも1人5万円で350万円計上いたしました。

78ページをお願いします。

3目保育所費は、職員体制等による人件費の変動が主なものでございます。

81ページをお願いします。

3項高齢者福祉費は、1目高齢者福祉総務費で、82ページの委託料は、第9期となる高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務で308万円を計上し、後期高齢者医療経費及び介護保険経費はそれぞれ特別会計への繰出金を計上いたしました。

83ページから85ページ、2目高齢者福祉事業費では、地域包括支援センター事業経費で、職員体制による人件費が増額となっております。

86ページをお願いします。

3目高齢者施設費は、高齢者生きがいセンター及び健康支援センター女神に係る経常経費となります。

87ページから89ページの4項人権政策推進費及び5項災害救助費は、前年度並みの計上といたしました。

90ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費で、前年度比1,256万5,000円の増額は、地域医療対策事業経費、91ページの川西保健衛生組合負担金で、川西赤十字病院に対する運営費・負担金の増によるものでございます。

2目予防費では、成人老人保健事業経費及び予防接種事業経費を、93ページの3目

母子保健費では、母子保健事業経費で、主に健診等の経費を、今年度対象者見込みにより計上をしております。

94ページをお願いします。

4目環境衛生費では、前年度犬対策事業経費として計上していましたが、動物愛護管理推進事業経費と名称変更し、新たに、猫繁殖制限手術費補助金を追加し、50万円を計上いたしました。

当初予算において、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の計上はございません。

96ページをお願いします。

2項清掃費1目ごみ処理費は、前年度比1,459万4,000円の増額であり、97ページの負担金で一部事務組合に対する負担金の増額が主な要因でございます。

98ページをお願いします。

2目し尿処理費は、一部事務組合の負担金の計上、3目合併処理浄化槽整備事業費では、補助金を3件分見込み、計上いたしました。

99ページ、5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費及び2目農業総務費は、経常経費であります。

100ページをお願いします。

100ページから102ページ、3目農業振興費では、前年度比971万5,000円の減額であり、これは102ページで農畜産物立科ブランド確立事業経費で、ワイン用ぶどう栽培支援事業補助金の要望調査による事業費見込みの減額が主な要因でございます。

4目畜産振興費は、前年度並みの計上であります。

また、補助金では、畜産農家支援対策補助金は、今年度3年目で約50万円を見込み、計上いたしました。

5目都市農村交流費では、交流促進センター、クラインガルテン、道の駅管理運営等に係る経費を計上いたしました。

105ページをお願いします。

6目中山間地域振興費は、23協定集落の直接支払交付金となります。

7目森林公園管理費は、経常経費であります。

8目多面的機能支払費は、9の活動組織に対する農地維持、景観維持等活動交付金となります。

106ページをお願いします。

9目農業再生事業費では、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金のほか、そば乾燥施設の移転補助として52万8,000円を計上いたしました。

2項林業費1目林業総務費は、経常経費であり、2目林業振興費は、松くい虫防除対策事業経費で、松林健全化推進事業で100立米、保全松林緊急保護整備事業で500立米を計画し、前年度費1,161万6,000円減の2,638万9,000円を計上いたしました。

108ページをお願いします。

3目森林造成事業費は、信州の森林づくり事業で、わみ山地籍の間伐のほか、南平地籍等の下刈り等で4,578万3,000円を計上しました。

4目林道維持費は、令和元年度災害及び令和3年度災害復旧に係る林道台帳の補正及び電子化業務委託で337万7,000円を計上いたしました。

5目森林環境譲与税活用事業費は、令和2年度から8年計画で実施をしている森林経営管理制度に係る意向調査、業務委託料の計上のほか、新たに危険木伐採事業補助金210万円を計上し、家屋やライフラインに危険を及ぼす恐れのある私有林の立木を伐採するための補助金を創設するものでございます。

109ページ、3項土地改良費は、1目土地改良事業費で、前年度比906万3,000円の増額、これは防災重点農業用ため池緊急整備事業で770万円、農業水路等長寿命化防災減災事業で実施する畑かんの施設の更新で616万円を計上したことによるものでございます。

110ページをお願いします。

6款商工費1項商工費1目商工総務費は経常経費、2目商工振興費は前年度と同様の計上となります。

3目地域交通対策費は、112ページの地域公共交通活性化協議会の負担金で、前年度比352万4,000円増の3,644万9,000円を計上いたしました。

113ページ、2項観光費1目観光総務費は、経常経費であり、114ページの2目観光振興費は、手数料で前年度に引き続き、地域一体となった観光地の再生、観光サービスの高付加価値化事業に係る地域計画等策定支援業務手数料110万円、一般社団法人信州蓼科観光協会の活動費補助金1,000万円を計上したほか、索道事業会計経費では、辺地対策事業債の利子償還金として、索道事業特別会計への繰出金72万円を計上いたしました。

3目観光施設費、観光施設管理経費は、観光施設の監理運営に係る経費が主なものであり、116ページの工事請負費では、佐久及び東部湯の丸インターに設置の案内看板撤去費231万5,000円のほか、備品購入費では、令和4年度に整備した女神湖センター内シェアオフィス用の家具購入費550万円を計上いたしました。

117ページ、辺地対策観光施設整備事業経費は6,892万2,000円を計上いたしました。前年度に引き続き、女神湖湿地帯遊歩道、御泉水自然園遊歩道及び白樺湖親水公園遊歩道更新工事のほか、女神湖公衆トイレ改修工事で3,620万5,000円、クロスカントリーコース整備工事で500万円、女神湖畔ローポールライトのLED化工事284万9,000円を計画し、辺地対策事業債を活用するものでございます。

4目蓼科牧場費は、主に経常経費となります。

118ページをお願いします。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、経常経費となります。

121ページをお願いします。

2 項道路橋梁費 1 目道路維持費は、前年度比4,900万円の増、1 億3,942万6,000円を計上いたしました。主に、町道の舗装、側溝等修繕工事の増によるもので、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を活用いたします。

122ページをお願いします。

2 目道路新設改良舗装費は、前年度比6,535万5,000円の減額で、主に、町道白樺湖大門峠線の改良工事の減によるものであり、今年度計上の町道新設改良舗装工事1,400万円は、町道梨の木線の改良工事に係るものであり、過疎対策事業債を活用するものでございます。

3 目交通安全施設整備費は、外側線・防護柵設置工事費で、前年度と同様の計上ですが、財源には、過疎対策事業債を活用いたします。

4 目国県道改良費は、前年度同様の計上でございます。

123ページ、5 目国庫補助道路整備事業費は、前年度比1 億2,832万7,000円の増額で、橋梁長寿命化修繕工事を今年度6 橋計画するものでございます。国庫補助金及び過疎対策事業債を活用し、実施をいたします。

3 項河川費では、河川の修繕工事の減額で342万円を計上いたしました。

124ページ、お願いします。

4 項住宅費 1 目住宅管理費では、町営住宅維持管理経費で、前年度実施の町営住宅改修等計画策定の減、2 目住宅安全対策費では、住宅安全対策経費で、大規模盛土造成地簡易地盤調査委託の減で、それぞれ減額となっております。

125ページ、5 項下水道費は、川西保健衛生施設組合負担金8,561万9,000円のほか、下水道事業会計の補助金として2 億6,509万1,000円を計上し、前年度比6,358万2,000円の減額であります。

126ページ、お願いします。

8 款消防費 1 項 1 目日常備消防費は、消防団員の処遇改善に伴う改正条例案に基づき、消防団員に係る報酬等を増額計上いたしました。

127ページの2 目日常備消防費は、佐久広域連合負担金の計上、128ページの3 目消防施設費は、各分団からの要望等を精査し、前年度比671万3,000円の増額でございます。

4 目防災費は、129ページの工事請負費で、災害時の防災拠点となる役場庁舎へ、国が求める72時間以上の非常用電源稼働可能となる発電設備を設置するため、5,200万円を計上し、業務継続性を確保するものであり、緊急防災減災事業債を活用するものでございます。

130ページをお願いします。

9 款教育費 1 項教育総務費 1 目教育委員会費は、経常経費です。

2 目事務局費では、教育振興経費で、132ページになりますが、フルタイム会計年度任用職員として、中学校支援講師費を1 名増員したほか、消耗品費では、次年度入学児童生徒への通学用かばん購入費を計上し、増額となっております。

133ページの補助金では、蓼科高校通学車両の運行補助金の増額、昨年度創設した学校給食費等補助金を85万4,000円計上いたしました。

135ページをお願いします。

2項小学校費1目学校管理費のフルタイム会計年度任用職員の人件費は、町独自の30人学級の実施に伴う講師1名分を計上いたしました。

137ページをお願いします。

2目学校施設費では、小学校施設経費で、138ページの工事請負費は、学校照明器具をLED化するため、2,399万1,000円を計上いたしました。

3目学校給食費の前年度比1,893万3,000円の増額は、児童の給食費無償化に伴う給食材料費を1,877万5,000円計上したことによるものでございます。

139ページ、3項中学校費1目学校管理費では、中学校管理経費で、フルタイム会計年度任用職員として体育講師1名分の人件費を計上いたしました。

142ページ、お願いします。

2目学校施設費で、工事請負費は、学校照明器具をLED化するため、2,530万円を計上いたしました。小学校及び中学校のLED化工事については、いずれも過疎対策事業債を財源に当てるものでございます。

3目学校給食費の前年度比1,136万4,000円の増額は、小学校同様、生徒の給食費無償化に伴い、給食材料費を1,160万6,000円計上したことによるものでございます。

144ページをお願いします。

4項社会教育費1目社会教育総務費から146ページ、3目青少年育成費までは、前年度と同様の計上でございます。

148ページ、お願いします。

4目人権教育費は、人権教育推進事業経費委託料で、前年度に実施の意識調査等を分析し、今年度、人権総合計画を策定するため、199万1,000円を計上いたしました。

5目文化財保護費では、149ページの委託料で、旧民俗資料館展示物等の保存及び展示計画を立てるための整理業務として176万円を計上いたしました。

150ページ、お願いします。

5項1目社会体育費は、前年度同様の計上であり、2目体育施設費では152ページの工事請負費で、体育センター・心かよう館・多目的グラウンドの照明器具LED化と併せて、体育センターの暗幕更新工事で約8,188万円、設計管理等委託料552万円を計上いたしました。これらの財源には、過疎対策事業債を充てるものでございます。

153ページから156ページまで、6項施設管理費は、各施設の状況に応じ、管理運営に要する経費を計上しております。

156ページ、お願いします。

10款災害復旧費は、災害時の応急的な復旧事業に要する経費を計上いたしました。

157ページ、11款公債費は、令和4年度末までの借入れに係る元利償還金の元金及

び利支を計上いたしました。

12款予備費は、前年度と同額の2,000万円を計上いたしました。

158ページから166ページまでは、給与費の明細書を添付しております。

167ページは、債務負担行為に関する調書、また168ページは、地方債に関する調書を、169ページには予算の目的別グラフを添付いたしましたので、ご確認ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） ここで暫時休憩とします。再開は2時55分です。

（午後2時41分 休憩）

（午後2時55分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

◎日程第25 議案第22号～日程第27 議案第24号

議長（田中三江君） 日程第25 議案第22号 令和5年度立科町国民健康保険特別会計予算についてから、日程第27 議案第24号 令和5年度立科町介護保険特別会計予算についてまでの3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 議案第22号 令和5年度立科町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和5年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を8億6,947万4,000円とするものであり、前年度比47万4,000円を増額する内容となっております。

本日提出、立科町長でございます。

2ページから4ページは第1表、歳入歳出予算、5ページ、6ページは事項別明細書となっております。

7ページをご覧ください。

歳入でございますが、1款国民健康保険税は、資産割率を20%引き下げることによって併せて、他の税率の調整を図る中で新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、被保険者の負担の増大を一定程度抑えつつ、今後の財政安定を図る観点から、所得割の税率については10%の引上げにとどめることといたしました。これに被保険者見込み等から一般被保険者国民健康保険税は1億2,210万円、退職被保険者等国民健康保険税は資格者がおりませんが、遡及適用の可能性等を考慮して6,000円を計上しております。国民

健康保険税全体で、前年度比400万円減となる1億2,210万6,000円を計上しております。

8ページ、3款県支出金2項県補助金の保険給付費等交付金のうち、普通交付金では出産育児一時金、葬祭費及び電算処理手数料を除く歳出予算2款の保険給付費に対し、県が納付金を財源に普通交付金として同額を交付するもので6億4,595万円を計上しました。

同じく保険給付費等交付金のうち、特別交付金では1,692万2,000円を計上しております。主なものは、市町村個々での保健事業等のインセンティブに対し、保険者努力支援分として交付されるもの、特定健診に係る事業費の国県負担分として交付されるものとなっております。

9ページをご覧ください。

5款繰入金1項他会計繰入金では、5,761万5,000円を見込んでおります。主な内容は、国保会計で実施する保健事業経費や保険税軽減分に係る保険基盤安定事業分等の繰入れでございます。

2項基金繰入金につきましては、歳出における保健事業費納付金の推計から、基金より2,466万円を繰り入れるものであり、これにより令和5年度末の基金残高は約5,700万円となる見込みです。

6款繰越金200万円は、前年並みを見込んでおります。

10ページ、7款諸収入では、不当利得等の返還金等を雑入で計上しております。

11ページ、8款国庫支出金は、出産育児一時金の増額に係る国庫補助として、5件2万5,000円を計上しております。

続いて、12ページからは歳出となります。

1款総務費1項総務管理費は、国保事業に係る経常的な経費となり、512万5,000円を計上しております。各種電算処理の手数料やレセプト点検委託料、電算基幹系共同化システム負担金などが主な内容となります。

2項徴税费は、賦課徴収に係る経常的な経費ではありますが、主なものとして、本算定賦課処理料等の電算委託料を計上しております。

13ページ下段から、2款の保険給付費につきましては、前年度の実績見込みなどから算出しております。

1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費では、前年並みの5億5,200万円を計上しております。

14ページ、3目一般被保険者療養費は510万円を計上しております。

2目退職被保険者等療養給付費及び4目退職被保険者等療養費は該当者が既におりませんが、遡及適用等の可能性を考慮して、それぞれ10万円を計上しております。

5目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会への審査等に係る手数料として212万4,000円を計上いたしました。

15ページをご覧ください。

2 項高額療養費につきましても療養給付費と同様、前年度の実績見込みなどから、1 目一般被保険者高額療養費では8,600万円を計上、3 目一般被保険者高額介護合算療養費は25万円を計上、2 目退職被保険者等高額療養費及び4 目退職被保険者等高額介護合算療養費は、退職療養給付費等と同様に10万円を計上しております。

17ページ、4 項出産育児諸費では5 件分250万円、5 項葬祭費は20件分100万円、6 款傷病手当金は150万円を計上しており、2 款全体で前年度比681万1,000円増の6 億5,097万6,000円を計上しております。

18ページ、3 款国民健康保険事業費納付金は、県への納付金制度により、医療費水準や被保険者数等を鑑み、その納付金額は県から示されている額となります。

1 項一般医療給付費分として1 億2,123万円、2 項後期高齢者支援金分等で5,223万6,000円、19ページ、3 項介護給付費分として1,821万7,000円であり、納付金合計では前年度比585万4,000円減となる1 億9,168万3,000円となります。

4 款保健事業費は、前年並みの1,763万4,000円を計上しました。このうち、1 項特定健康診査等事業費では、特定健診及び保健指導を推進するため1,411万9,000円を計上しており、主なものは、会計年度任用職員の報酬等と特定健診及び国保ヘルスアップ事業などの委託料となります。

20ページ、2 項保健事業費は、被保険者の健康保持増進のための経費となります。351万5,000円を計上しており、主なものは人間ドック補助金300万円などとなります。

21ページ、6 款諸支出金では、保険税還付金のほか、過年度における納付金の精算分を返還金として計上しました。

22ページ以降は、給与費明細書です。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 令和5年度立科町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本会計は、県の広域連合が試算した保険料を徴収する会計となっております。保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直しがされますが、令和5年度は前年と変更がありません。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,086万円とするものであり、前年度比521万6,000円5.4%の減額となっております。

本日提出、立科町長であります。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算、4 ページは事項別明細書になります。

5 ページをご覧ください。

歳入から、主な内容につきまして説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、広域連合の試算により、1 目特別徴収保険料、2 目普通徴収保険料、合計で6,587万円と見込みました。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目事務費繰入金は、保険証送付や保険料徴収に係る事務的経費、2 目保険基盤安定繰入金は、所得に応じた保険料の軽減分に係るものとして、一般会計からの繰入金を合計2,491万6,000円見込みました。

6 ページ、4 款繰越金は6万9,000円を計上しました。

5 款諸収入は、雑入などを計上しております。

次に、8 ページ、歳出であります。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は46万円を計上しました。こちらは保険証等郵送料、電算基幹系共同化システム負担金などの経常的な事務経費が主となります。

2 項徴税費は、徴収経費として納入通知書等消耗品費、郵送料等、経常的な事務経費となります。

9 ページ、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から納付されました保険料と、一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金を県の広域連合に納付するもので、前年比525万3,000円減の8,991万4,000円です。

3 款諸支出金は、所得構成などに係る保険料の還付金として7万円を計上しました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号 令和5年度立科町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を10億493万5,000円とするものであり、前年度比1,666万4,000円1.6%の減とする予算であります。

本日提出、立科町長でございます。

2 ページから5 ページまでは第1表、歳入歳出予算、6 ページ、7 ページは事項別明細書です。

8 ページをご覧ください。

歳入からになります。1 款保険料ですが、介護保険料につきましては、第8期介護保険事業計画により、それまでの給付実績とその後の給付見込みから、令和3年度から令和5年度の保険料基準額は6,950円で算定をしております。

特別徴収対象者は2,300人、普通徴収対象者は168人を見込み、保険料階層区分により算出し、前年度比465万6,000円減の1億9,446万9,000円を計上しました。

9 ページ、4 款 1 項国庫負担金では、居宅介護給付費及び施設介護給付費見込額に対し、国の負担割合に基づき1億6,549万7,000円を計上しました。

4 款 2 項国庫補助金 1 目調整交付金では、介護給付費見込総額に対する国の負担割合に基づき6,799万円を計上し、2 目では総合事業分の介護予防事業交付金を、3 目

では総合事業以外の地域支援事業分として、包括的支援事業・任意事業交付金をそれぞれ国の負担割合に基づき計上いたしました。

10ページをご覧ください。

5 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金では、国庫負担金と同様に介護給付費見込総額に対する負担割合に基づき 2 億5,382万8,000円を、2 目地域支援事業交付金では、介護予防事業に要する経費に対する負担割合に基づき874万5,000円を計上いたしました。

6 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金 2 目総合事業分の地域支援事業交付金及び 3 目総合事業以外の地域支援事業交付金につきましても、県の負担割合に基づき、合計で 1 億4,783万7,000円を計上しました。

11ページ、8 款繰入金 1 項一般会計繰入金のうち、1 目介護給付費繰入金、4 目総合事業分の地域支援事業交付金、5 目総合事業以外の地域支援事業交付金につきましては、負担割合に基づき計上し、2 目その他一般会計繰入金は介護給付費以外に関わる事務的な経費に係る繰入金を、3 目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険条例第 2 条第 2 項に規定する第 1 段階は275人、第 2 段階は271人、第 3 段階は276人の低所得者軽減分を見込み、一般会計繰入金の合計では前年度比240万5,000円減額の 1 億 4,510万9,000円を計上しました。

12ページをご覧ください。

2 項基金繰入金は、令和 4 年度末残高を6,700万円程度と見込んでおり、令和 5 年度では400万円余の繰入れを計上いたしました。これにより、令和 5 年度末では6,300 万円程度の基金残高を見込んでおります。

9 款繰越金では、前年度繰越金として100万円を見込みました。

13ページ、10 款諸収入 3 項地域支援事業利用者負担金として、配食サービス等、各種サービスに係る利用者負担金を186万6,000円計上いたしました。

続きまして、14ページ、歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費は、介護保険の事務的経費であり、用紙や封筒などの消耗品及び電算基幹系共同化システム負担金などが主なものです。

2 項徴税費は、保険料徴収に係る経費であり、通知などの郵送料等が主となります。

15ページ、3 項介護認定審査会費 1 目介護認定審査会費は、佐久広域連合介護認定審査会への負担金、2 目認定調査費は、認定調査に係る経費であり、11 節役務費の手数料として主治医意見書作成料などが主なものです。

4 項地域包括支援センター費は、センター業務に係る電算基幹系共同化システム負担金などが主なものです。

16ページ、2 款保険給付費 1 項介護サービス給付費では、居宅介護、特例居宅介護、施設介護、特例施設介護等、各サービス給付費及び居宅介護サービス計画費等で国民健康保険団体連合会への負担金として、前年度比1.3%減の 8 億4,672万3,000円を計

上し、補助金300万円は居宅介護福祉用具購入費補助金として100万円、住宅改修費として200万円を計上いたしました。

17ページ、2項介護予防サービス給付費では、要支援者に対する各種居宅予防サービス給付費及びサービス計画費で、国民健康保険団体連合会への負担金として1,380万6,000円を、補助金260万円のうち福祉用具購入費補助金として60万円、住宅改修費として200万円を計上し、介護予防サービス給付費、合計では前年と同額の1,640万6,000円を計上いたしました。

18ページ、4項高額介護サービス費では、これまでの実績により、前年度から微増の2,502万円を見込みました。

19ページ、5項特定入所者介護サービス費は、主に施設入所されている低所得者に対する食費・居住費に係る補足事業分として、前年比4.2%減の4,510万2,000円を計上しました。

20ページ、6項高額医療合算介護サービス費は、医療と介護の自己負担額の合計が算定基準額を超過した場合に医療・介護それぞれ案分により支給されるものですが、前年と同額の304万円を計上しました。

21ページ、3款地域支援事業費1項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費では、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに携わる職員1名の人件費が主なものです。

2目任意事業費では、成年後見人制度に係る7節報償費及び12節業務委託料では、配食サービス事業が主なものになります。

3目在宅医療介護連携推進事業費は、小諸・北佐久の医師会と連携し、医療機関、事業者をつなぐ在宅医療介護連携システムの運営に係る負担金として85万7,000円を計上いたしました。

22ページ、4目生活支援体制整備事業費では、地域支援づくり推進会議の運営経費のほか、生活支援コーディネーターに係る業務委託料が主なものであり、合計で561万5,000円を計上いたしました。

5目認知症総合支援事業費は、認知症サポーター等の養成に関する経費及び認知症初期集中支援チームに係る経費であります。

23ページ、2項介護予防生活支援サービス事業費では、12節委託料で各種サービスB及びサービスCに係るものを84万8,000円、18節負担金で総合事業の現行相当サービス及び各種サービスAに係る国保連合会への負担金を、前年度の実績見込みなどから2,960万円を見込みました。

24ページ、3項一般介護予防事業費は、主に健康サポーター養成講座、各種介護予防教室等に係る講師謝金、健康教室等運営委託料及び介護予防ポイント事業などの経費、計183万8,000円を計上しました。

25ページ、5款諸支出金は保険料還付金等です。

26ページ以降は、給与費明細書です。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第28 議案第25号

議長（田中三江君） 日程第28 議案第25号 令和5年度立科町索道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第25号 令和5年度立科町索道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は1億6,000万5,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的・限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によります。

本日提出、立科町長。

2 ページは、第1表、歳入歳出予算です。

3 ページは、第2表、地方債となります。

起債の目的、辺地対策事業、限度額1億1,750万円、起債の方法、証書借入れ、または証券発行、利率は4%以内、ただし書もごさいます。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるという内容になっております。

4 ページは、歳入歳出予算の事項別明細書の総括となります。

5 ページからは、歳入でございませう。

1 款繰入金、一般会計繰入金72万円は、今年度の起債償還に係る一般会計への地方交付税措置見込額として計上をいたしました。

2 款繰越金は1,500万円を見込み、3 款諸収入2,678万5,000円のうち、2,670万円が指定管理者納付金となります。

4 款町債は、辺地対策事業債として1億1,750万円を計上いたしました。

6 ページは、歳出となります。

1 款 1 項索道事業費は、索道施設の整備に係る費用のうち、町が負担するものとしている経費と、町が一旦支払うこととしている経費の計上となります。

1 目リフト事業費では辺地対策事業債を活用し、委託料では設計管理で175万2,000円、工事請負費ではリフト整備工事、観光センター屋根雨漏り修繕工事、ゴンドラリフトの山麓駅舎階段修繕工事で4,920万2,000円、備品購入費では圧雪車1台分6,662万7,000円、計1億1,758万1,000円を計上したほか、委託料でスキー場整備等に係る調査委託で500万円、振動検査80万円を計上し、前年度比6,505万1,000円増の1億5,338万3,000円を計上いたしました。

2 目自然園事業費は前年度と同様、ビジターセンターの保険料と一般会計への土地使用料など2,624万円を計上いたしました。

2 款公債費は、辺地対策事業債の利子償還金として90万円を計上いたしました。

3 款予備費は、309万8,000円を計上いたしました。

8 ページは、地方債に関する調書でございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後、3時30分より、議会だより編集委員会を第1委員会室で開催しますので、委員は参集願います。

（午後3時02分 散会）